

補助金申請に係る事業支援確認書及び確認書発行について

(1) 小規模事業者持続化補助金

発行書類	(様式 4) 事業支援確認書
発行対象	会員事業所及び宗像市内に所在地を有する事業者
発行依頼	会員事業所 5 営業日前、非会員事業所 10 営業日前
発行条件	(1) 申請者自らが完成した申請書類一式及び必要書類を商工会に持参の上、発行を依頼してください (2) 第三者等に申請書を作成依頼した場合においても、代理での持込は不可とします (3) 上記期限までにご依頼をいただいた場合でも、事業計画書ほか申請書の記入が不十分な場合や書類に不備がある場合などは受付ができませんので、予めご了承ください
その他	(1) 商工会では補助金申請書作成並びに実績報告書作成は行っておりません (2) 補助金採択の如何については、当会は責任を負いかねますので、予めご了承ください

(2) 事業再構築補助金

発行書類	(様式 1-1) 認定経営革新等支援機関による確認書
発行対象	申請補助金額が 3,000 万円以下の会員事業所
発行依頼	7 営業日前
発行条件	(1) 申請者自らが完成した申請書類一式及び必要書類を商工会に持参の上、発行を依頼してください (2) 第三者等に申請書を作成依頼した場合においても、代理での持込は不可とします (3) 上記期限までにご依頼をいただいた場合でも、事業計画書ほか申請書の記入が不十分な場合や書類に不備がある場合などは受付ができませんので、予めご了承ください
その他	(1) 商工会では補助金申請書作成並びに実績報告書作成は行っておりません (2) 補助金採択の如何については、当会は責任を負いかねますので、予めご了承ください
その他の認定経営革新等支援機関	(1) 顧問税理士や取引金融機関が認定支援機関となっている場合がございます（認定経営革新等支援機関検索システムで検索することができます） (2) 認定経営革新等支援機関であっても、確認書発行に対応していない場合がございます (3) 確認書発行にあたっては費用が発生する場合がありますので、各支援機関にご確認ください

◆事業計画策定に向けた中小企業診断士による相談窓口をご希望の方へ

- * 現在、商工会では、補助金申請に必要な事業計画策定に関する相談は中小企業診断士 2 名による相談窓口を完全予約制で、開設しています（会員事業所：複数回相談可、非会員事業所：1 回相談可）
- * 相談枠には限りがあるため、ご希望の日時にご相談対応ができない場合もありますので、予めご了承ください。
- * 中小企業診断士による相談窓口は補助金採択を保証するものではありません。
- * 補助金申請に必要な事業計画書作成は申請事業者自らが作成することが前提となっております。